

## 債権の放棄について

母子福祉資金貸付金に係る債権の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 債権放棄の相手方 [REDACTED]
- 2 放棄金額 昭和56年10月5日付け貸付決定に係る母子福祉資金貸付金の延滞元利金残額の合計額1,205,567円並びに214,422円並びに昭和60年5月31日、昭和60年11月30日、昭和61年5月31日、昭和61年11月30日、昭和62年5月31日、昭和62年11月30日、昭和63年5月31日、昭和63年11月30日、平成元年5月31日及び平成元年11月30日に償還すべき額に対するそれぞれの償還すべき日の翌日から債権放棄の日までの期間について年10.7パーセント（平成27年4月1日以後の期間にあっては、年5パーセント）により計算した金額を合計した額の違約金を合計した金額

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

県は、[REDACTED]を借受人、[REDACTED]を連帯保証人として、昭和57年2月22日に母子福祉貸付金1,600,000円を貸し付けた。

借受人及び連帯保証人は、平成14年4月までの間に償還金の一部を分割償還し、その後償還が滞っていたところ、平成16年8月11日に那覇地方裁判所の借受人に対する破産手続に基づく免責許可の決定がされたため、借受人に対する債務の履行請求ができなくなった。

そのため、連帯保証人に対する連帯保証債務の履行を求めようとしたが、住所地に居住しておらず、その所在を把握することが困難となっている。

連帯保証人への連帯保証債務履行請求権は、平成26年8月12日に時効期限が到来した。

県は、連帯保証人の所在が不明であること及び連帯保証債務履行請求権に係る時効期限が到来していることから債権回収が困難であると判断し、当該母子福祉貸付金の円滑な整理を進めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、当該債権を放棄する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。